

# 新潟市スクールカウンセラー等活用事業

新潟市教育委員会

## 1 「新潟市スクールカウンセラー等活用事業」の趣旨

「新潟市スクールカウンセラー等活用事業」は、多様化複雑化する問題に対して、助言・援助することを目的とし、新潟市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を配置し、活用する事業です。

## 2 スクールカウンセラー等活用事業について

- スクールカウンセラーの配置事業は、全ての市立学校を対象に実施します。
- 市内中学校区の小中学校の児童生徒数をもとに、市立全小中学校へ単独校区、セット校区で配置を行います。単独校区配置方式とは、スクールカウンセラーを一つの中学校区に配置し、活用する方式です。セット校区配置方式とは、スクールカウンセラーを二つもしくは三つの中学校区を一つのセットとして配置し、活用する方式です。

### 緊急スクールカウンセラー派遣について

- 命に関わる事案、いじめによる重大事案において、緊急にスクールカウンセラーを派遣します。この事案については、教育委員会の主導のもと、中学校区に関係なく、派遣します。

## 3 チーム学校におけるスクールカウンセラーの役割

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(H27. 12. 21)にある「チームとしての学校」を実現するための3つの視点の中の1つとして、「専門性に基づく体制の構築」が必要とあり、心理や福祉等の専門スタッフであるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校の職員として法令に位置付けました。

また、「生徒指導提要 (R4. 12)」では、チーム学校による生徒指導体制の中で、スクールカウンセラーに期待される役割がより具体的に示され、新潟市でも問題である不登校問題においては、更にその重要性があげられています。

### 【チーム支援による組織的対応】

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められます。また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となります。さらに深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要となります。

(生徒指導提要P 27 1.3.4 チーム支援による組織的対応 抜粋)